

4. 橋本市の認知症に関する取り組み

認知症電話相談

認知症かもしれないと思ったときの受診や認知症の方の介護について、介護保険の利用や介護方法などの相談を受けています。

定期相談日

原則毎月 第1、第3火曜日（祝日の場合は次週）

時 間：13:00～17:00

電話番号：0120-555-294



橋本市地域包括支援センター 電話番号：0736-32-1957

介護者交流会

大切な家族が、もしかして「認知症かな？」という症状があったり、主治医等から「認知症」と診断され、「認知症ってどんな病気？」「どのように接したらいいの？」等、不安や悩みを抱えていませんか？

橋本市地域包括支援センターでは、ご家族等の不安や戸惑い、介護負担が少しでも軽減されるよう介護者交流会を開催しています。

交流会では、介護をしている方や介護を経験された方同士の交流を通して、認知症に対する理解を深めるとともに、介護方法の知恵を出し合うことを目的に開催しています。

また、介護保険制度や介護技術、介護保険施設についてなど情報提供する予定です。

開催日

毎月原則 第2水曜日（4月を除く）

ただし祝日の場合は変更します

時 間：午後1時30分～3時30分

場 所：橋本市保健福祉センター



詳しくは広報「はしもと」でご確認ください

認知症の方ご本人と一緒に来られる場合は、必ず事前にご連絡ください。

問い合わせ先

橋本市地域包括支援センター 電話番号：0736-32-1957

介護者交流会に参加している方から聞き取りをさせていただきました。

介護者交流会に参加してよかった！

私は、介護の仕事をしたこともあり、介護のことはわかっていると思っていました。そんな中、夫が脳梗塞で倒れ、入院中にアルツハイマー型認知症と診断されました。

介護保険の認定申請をし、また、ケアマネージャーのすすめもあって、認知症対応型デイサービスの体験もしました。本人の自立支援はもちろん、私の介護負担を軽くするためでしたが、本人にはなかなかなじめずサービスを利用するというにはなりません。日常的に夫には、口うるさかったことに加え、認知症による夫の変化が原因でより感情的になっていました。

その頃、広報や周囲の方からの話で介護者交流会が開催されていることを知りました。

夫の行動を見ぬふりをし、言葉を聞き流すことができずいつもイライラしていました。そのことで自分も体調を崩し数日間入院したこともあります。

娘、息子の支援はあるとはいえ、自分だけがつらい思いをしていると思っていたのに交流会において自分の話を聞いてもらい、同じような経験をしている方がおられると知っただけでも涙があふれました。

参加者のアドバイスから、ご近所に夫の病気のことを伝えることで気にかけてもらうことも増えました。知らない間に出かけてしまうことや火の始末など気を使うこともありましたが、夫と少し距離を置いて落ち着いて関わるできるようになりました。夫に強くあたったことについても、参加者には共感していただき、そのことにより自分の気持ちも変化してきました。

現在は、自宅での介護がなかなかできず、介護施設にお世話になることも多くなってきています。夫の介護を自分だけでできなくなったことに少し罪悪感がありますが、自分も身体をいとい、気分転換をすることで夫の世話、介護が長続きできるようにと思っています。

(介護歴3年、70才代、女性)



大きな気持ちの変化

私が、妻の症状に初めて気がついたのは、一緒に大阪に出かけたときでした。そのときは乗車券をなくしてしまい妻を激怒してしまいました。娘にもその日の様子を話すとそうしたものの忘れが度々あったということがわかってきました。それでも、妻の変化を認めたくないという強い思いがありました。

持病が原因で入院することになり、そのときの検査結果や妻の症状から、主治医から認知症の専門的な検査を受診するよう勧められました。知人に知られたくない思いから遠くの医療機関にて受診しましたが、そこで認知症であると診断されました。これまでは、私の世話をしてくれていた妻がまさか認知症を発症していたと大きな落胆とともに受け入れざるを得ない気持ちになりました。

私の担当ケアマネージャーにも妻のことを相談し、介護者交流会にも参加するようになりました。

運転免許の更新はできませんでしたが、妻は足腰が丈夫で、近所への買い物には自分で行くことができます。妻がどこかに行ってしまうという不安が大きく遠方への外出は私も一緒に行くようにしています。もしかのためにと、妻の服装を記憶するために写真を撮ろうとして怒られたこともありました。服装や持ち物に名前を書くこともしていますが、むしろ認知症って公表することになるのではと心配しています。犯罪に利用されてしまうのではないかという不安も大きいです。

デイサービスにも体験で行きましたが、やはり行くたくないという強い思いもあり、嫌がりました。閉じこもりがちになった事もしばしばです。

妻と関わっていくなかで、私の気持ちにも大きな変化がありました。地域の音楽教室や手芸教室に通うことなど、妻が、これまで興味を持っていたことを継続できるようにしてあげたいと思うようになりました。浮き沈みはあるものの、定期的に参加できるようになってから妻の調子が少しずつ改善してきました。困ったときには妻の姉にも助けを求め、妻を怒らせないように気を使うことができるようになりました。

これから介護をする人にアドバイスするとすれば『自分が変わること』です。考え方や接し方、自分を見つめ直すことで、妻との関係が良くなったと思っています。妻と一緒にいる時間をいつまでも大切にしたいと思っています。



(介護歴2年、80才代、男性)

高齢者等見守り・安心ネットワーク事業

認知症などにより行方不明になるおそれのある人を事前に登録していただき、登録内容を警察署・消防本部と情報共有し、行方不明時に迅速に対応できるようにするための事業です。

登録していただくと、衣服や靴、かばんなどに貼れる「見守り・安心シール」10枚と登録番号を配布します。よく身につける衣服や靴などに付けてください。

登録届はいきいき長寿課（地域包括支援センター）で配布しています。また、橋本市ホームページからもダウンロードできます。

携帯電話用バーコード（読み込むと下記の情報が表示）

見守り・安心シール（見本）
（2.5cm×4cm）

身元が分からないときは、最寄りの警察署（110番）にご連絡ください。または下記までご連絡ください。
橋本市地域包括支援センター 0736-32-1957
橋本市役所（代表） 0736-33-1111



問い合わせ先

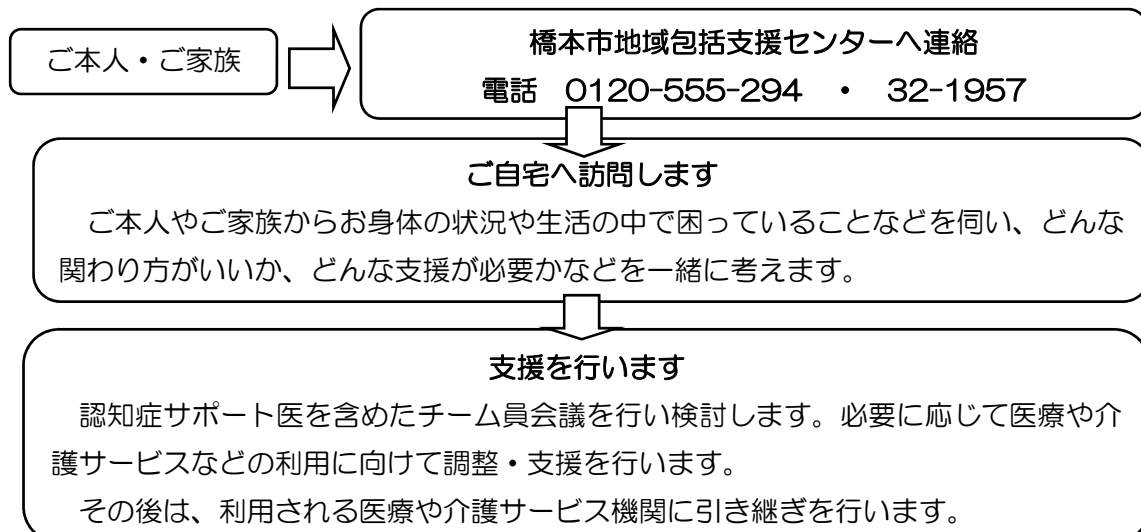
橋本市いきいき長寿課（地域包括支援センター）

電話：0736-33-1111（代表）0736-32-1957（直通）

認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員

認知症初期集中支援チームは認知症の人やその家族、また認知症が疑われる人に対し、認知症に関する専門職員が、早期診断・早期対応に向けた支援を行うチームです。また、地域の実情に応じて医療機関や介護保険サービス事業者等をつなぐ連携支援や認知症高齢者・家族を対象とした相談支援を行う「認知症地域支援推進員」の配置を行っています。

・ 認知症初期集中支援チームの支援の流れ ・



認知症サポーター養成講座



認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人と家族をあたたかく見守る応援者のことです。サポーターがご近所や商店、金融機関、交通機関などに多数存在し、ちょっとした手助けができれば認知症の方やその家族が安心して暮らすことにつながります。

橋本市では認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざして認知症サポーター養成講座を行っています。

内容：認知症の基礎知識、認知症の方への接し方、橋本市の高齢者の状況他

時間：1時間半から2時間

会場は申込み団体様で確保してください、講師料・資料代は無料です。

問い合わせ先

橋本市いきいき長寿課（地域包括支援センター）

電話：0736-33-1111（代表）0736-32-1957（直通）

平成29年3月までに実施した養成講座

●住民

（老人クラブ・高齢者サロン、その他一般住民） 62回開催

●学校

橋本小学校4年生

紀見小学校5年生

西部小学校5年生

伊都中央高校

●企業・職域

橋本市健康福祉部職員研修

橋本市シルバー人材センター

橋本市民病院

伊都薬剤師会

南海りんかんバス株式会社

大阪第一交通株式会社 橋本営業所

郵便局

南都銀行

紀陽銀行

近畿労働金庫

ウイング橋本店

橋本スポーツクラブ

障害者支援施設 悠久の杜

社会福祉法人 筍憩会

高野口商工会女性部

和歌山ヤクルト株式会社

オークワ

わかやま市民生活協同組合橋本支所



南海りんかんバス認知症サポーター養成講座



受講者には、「認知症の人を支援します」という意思を示す目印の「オレンジリング」をお渡しします。

認知症サポーター養成講座参加者の感想



認知症家族を介護していました。認知症のことを理解せず対応が大変でした。もっと早く講座を受けていたらと反省しています。

(70歳以上・男性)

本人は、認知症を患っていることをわからず、家族も著しく戸惑っています。家族を支えてくれる友達が来てくれるのですごく助かっています。

(70歳以上・女性)

認知症に関する印象等を変えるいい機会となりました。

(20歳代・男性)

認知症の方への関わり方が大事だと感じました。認知症の方だけでなく、高齢者には、分かりやすい説明や丁寧な対応が重要なので気をつけたいと思いました。周囲にも目をやって、認知症と思われる方がいたら見守れるようにしたいです。

(20歳代・男性)

地域の事業所等でももっと取り組んでいただき地域全体で認知症の方を見守ることができればと思いました。

(40歳代・女性)



橋本市主催認知症サポーター養成講座

お話を聞いているうちに、私のひいばあちゃんがいた頃をなぜか思い出しました。ひいばあちゃんも認知症だったのです。私のことやいとことかの名前を何回いっても「あんただれ？」って聞いてきたからです。このことを思い出しながら、話を聞いていました。多分、認知症のことを勉強した今日の日のことは大人になっても忘れないと思います。私は、介護の仕事もいいなと思いました。

(小学生・女子)

笑顔で相手の手助けをしてあげたりすればいいんだと分かりました。認知症の人はみんなとはちょっと違うけれど、それでも自分でできることはがんばってやっているし、みんなにできないことだってできる人がいます。だから認知症の人でもみんなと同じなんだと分かりました。相手のやりたいことややってほしいことなど、相手の考え方を理解してあげることだと分かりました。

(小学生・女子)

老人クラブにて認知症サポーター養成講座を開催したが、区や自治会で開催して相互を理解することが重要だと思いました。

(60歳代・男性)

なかなか若い世代の方の参加が難しいと思います。認知症への理解を早期にすることはすごく重要であって、そのことの広がり認知症の方の早期発見に繋がっていくと思います。

(40歳代・女性)

認知症予防教室

認知症予防教室は高齢者が正しく認知症を知る機会とすること、高齢者の日常生活に認知症予防を意識した取り組みを習慣づけること、一人ひとりが楽しみながら取り組めること等をポイントに、地域の団体（老人クラブ等）と合同開催しています。

認知症予防教室をきっかけに参加者につながりができ、認知症になっても住みよいまちづくりができることを願っています。

問い合わせ先

橋本市いきいき長寿課（地域包括支援センター）

電話：0736-33-1111（代表）0736-32-1957（直通）

これまで実施した認知症予防教室

開催年度	回数	場所	参加実数	参加数(延べ)	年齢
平成 18 年度	12 回	岸上文化センター	21 名	196 名	平均年齢 73.5 歳
平成 18 年度	6 回	伏原長寿会館	26 名	138 名	平均年齢 76.6 歳
平成 19 年度	8 回	小原田防災センター	36 名	244 名	55 歳～88 歳
平成 20 年度	8 回	真土公民館	23 名	158 名	69 歳～87 歳
平成 20 年度	8 回	菖蒲谷区民会館	28 名	198 名	67 歳～88 歳
平成 21 年度	8 回	古佐田区民会館	43 名	260 名	67 歳～93 歳
平成 22 年度	8 回	柿の木坂住民会館	22 名	163 名	69 歳～93 歳
平成 22 年度	7 回	柱本住民会館	40 名	247 名	60 歳～84 歳
平成 24 年度	8 回	大野集会所	29 名	215 名	64 歳～81 歳
平成 25 年度	6 回	保健福祉センター	98 名	544 名	64 歳～91 歳
平成 26 年度	7 回	三石台集会所	38 名	235 名	64 歳～84 歳



平成 26 年度認知症予防教室（老人クラブ 三石台新和会）

出張講座(介護予防教室)

介護予防とは、要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぎ、軽減を目指すことといわれています。できるだけ、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるように介護予防について、転倒・尿失禁予防のための体操、お口の健康について、レクリエーション等を地域に出向いて行っています。

問い合わせ先

橋本市いきいき長寿課（地域包括支援センター）

電話：0736-33-1111（代表）0736-32-1957（直通）

出前講座内容

1. 介護予防を知ろう

2. 認知症を知ろう

認知症は脳の病気です。

認知症を正しく理解し、本人や家族を地域で支えましょう。

脳を元気にする体操やドリルも実施します。

3. 骨粗しょう症予防

4. 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、

認知症になっても、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症サポーターを養成します。

5. 地域包括支援センターによる相談会

日頃の生活、将来のことなど不安に思っていることはありませんか？

生活支援や介護サービスについて説明・紹介します。

心配事などの相談に応じます。

少人数でも気軽にご相談ください。

6. 転倒・尿失禁予防の体操

7. 口の中の健康管理

8. 腰痛・膝痛予防（ロコモ予防）

9. 身近な生活支援活動について

助け合いの体験ゲームやグループで話し合いをして、支え合いのきっかけづくりをします。

5. 相談窓口・関係機関

橋本市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、市が設置する公的な相談支援機関で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が常駐しています。高齢者等の介護・福祉・健康面など日々の生活での悩みや不安、各種サービスや制度の申請等の問合せなど、何でもご相談いただけます。平日の日中には相談しにくい方は、休日電話、メールでの相談もお受けしています。自宅や入院中の病院など、訪問もさせていただきます。



所在地：橋本市東家 1-3-1 橋本市保健福祉センター内

電話番号：フリーダイヤル 0120-555-294（平日 8:30～17:15）

直通電話番号 0736-32-1957（平日 8:30～17:15）

市役所代表番号 0736-33-1111（夜間・休日）

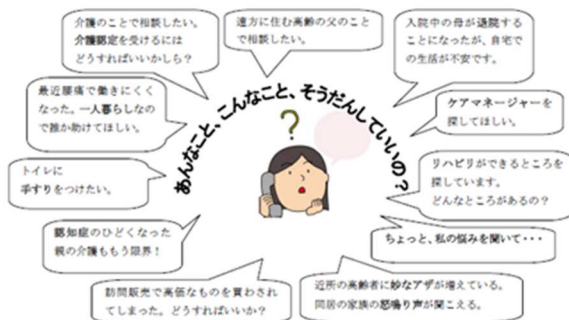
みなさんの生活・介護を応援します

橋本市地域包括支援センター

どなたでも、いつでも、どんなことでも、ぜひご相談ください。

TEL 0120-555-294

フリーダイヤル（通話料無料）



困ったことがあればお気軽にご相談ください
ご自宅等への訪問も随時させていただきます。

相談無料・秘密厳守

専門のスタッフがお待ちしております。

相談受付時間 平日 8:30～17:15

夜間・休日 33-1111（橋本市役所）

介護保険制度のことで・・・

このよう方は、ぜひお電話ください。

介護保険認定で、要支援1または2の認定となった方。

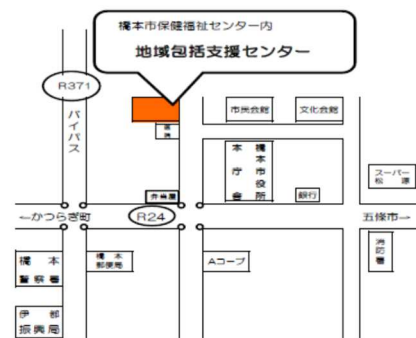
介護保険サービスの利用について調整いたします。

詳しい内容は訪問してご説明させていただきます。

また、要介護1～5の認定となった方についても、

サービスの内容の問い合わせ、ケアマネジャー等についてのご相談をお受けします。

センターは、ここにあります・・・



相談無料・秘密厳守

専門のスタッフがお待ちしております。

相談受付時間 平日 8:30～17:15

夜間・休日 33-1111（橋本市役所）

橋本市・伊都郡内の医療機関

和歌山県ホームページに掲載されている和歌山県認知症診療相談医療機関（平成27年4月現在）をもとに認知症の診療が可能な医療機関として掲載に同意いただいた橋本市・伊都郡の医療機関を掲載しています。

医療機関名	所在地	電話番号
谷内クリニック	橋本市東家 4-2-4	0736-39-3339
松園胃腸科・内科	橋本市東家 4-12-6	0736-39-3933
南クリニック胃腸肛門科	橋本市市脇 4-7-6	0736-34-0171
(医) 涼悠会 トメモリ眼科・形成外科	橋本市市脇 5-4-23	0736-32-9358
(医) 南労会 みどりクリニック	橋本市岸上 22-1	0736-34-2811
(医) 南労会 紀和クリニック	橋本市岸上 23-1	0736-34-1255
なかいクリニック	橋本市神野々382	0736-33-1638
(医) 孝佑会 奥野クリニック	橋本市御幸辻 148-1	0736-34-0010
曾和医院	橋本市御幸辻 218-3	0736-33-3003
橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-37-1200
(医) 博周会 梅本診療所	橋本市隅田町河瀬 352	0736-33-0477
小西内科医院	橋本市隅田町芋生 37-4	0736-32-9358
(医) 森下会 森下クリニック	橋本市高野口町向島 42-13	0736-44-1666
虎谷内科小児科医院	橋本市高野口町向島 177	0736-42-2802
和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺 219	0736-22-0066
黒岩クリニック	伊都郡かつらぎ町妙寺 998	0736-23-2112
木秀クリニック	伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2530-11	0736-22-8883
上田神経科クリニック	伊都郡かつらぎ町笠田東 171	0736-22-1000
前田医院	伊都郡かつらぎ町笠田東 727	0736-22-1070
横手クリニック	伊都郡九度山町九度山 800	0736-54-3111
萩原内科・小児科	伊都郡九度山町九度山 1168-2	0736-54-3309

橋本市・伊都郡内の認知症サポート医

認知症サポート医養成研修を修了し、「かかりつけ医」への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師です。

医療機関名	医師名	所在地	電話番号
前田医院	前田 至規	伊都郡かつらぎ町笠田東 727	0736-22-1070
なかいクリニック	中井 康人	橋本市神野々382	0736-33-1638
上田神経科クリニック	上田 英樹	伊都郡かつらぎ町笠田東 171	0736-22-1000
横手クリニック	横手 英義	伊都郡九度山町九度山 800	0736-54-3111

和歌山県認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、鑑別診断、急性期医療、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療・介護関係者への研修等を行い、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的としています。

医療機関名（認知症疾患医療センター）	所在地	電話番号
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	073-441-0776

困ったときの相談窓口

相談内容	部署名	所在地	電話番号
介護保険の申請は・・・	介護保険課	橋本市東家 1-3-1 橋本市保健福祉センター1階	0736-33-1111
高齢者の福祉サービス等は・・・	いきいき長寿課（地域包括支援センター）		0736-33-1111 0736-33-3705
高齢者虐待について	いきいき長寿課（地域包括支援センター）		0736-33-1111 0736-33-3705 0736-32-1957
精神障がい者保健福祉手帳の申請は・・・	福祉課		0736-33-1111
こころの相談を行っています	橋本保健所	橋本市高野口町 名古屋 927	0736-42-3210
消費者被害等の相談は・・・	生活環境課（消費生活相談窓口）	橋本市東家 1-1-1 橋本市役所 1階	0736-33-1111 0736-33-1227
	和歌山県消費生活センター	和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 8階	073-433-1551
成年後見制度については・・・	橋本市地域包括支援センター	橋本市東家 1-3-1 橋本市保健福祉センター1階	0736-33-1111 0736-33-3705 0736-32-1957
	和歌山家庭裁判所	和歌山市二番丁 1	073-428-9959
	和歌山県成年後見支援センター	和歌山市手平 2-2-2 和歌山ビッグ愛 7階	073-435-5248
任意後見制度や遺言書作成について・・・	橋本公証役場	橋本市市脇 1-3-18 橋本商工会館 3階	0736-32-9745

相談内容	部署名	所在地	電話番号
福祉サービス利用援助事業については・・・	橋本市社会福祉協議会	橋本市東家 1-3-1 橋本市保健福祉センター 2階	0736-33-0294
行方不明時の 捜索願は・・・	橋本警察署	橋本市市脇 4-2-2	0736-33-0110
	かつらぎ警察署	伊都郡かつらぎ町 中飯降 1150-1	0736-22-0110
和歌山認知症なんでも 電話相談	一般社団法人 和歌 山県認知症支援協会	和歌山市四番町 52	0120-969-487
若年性認知症の人と家 族の相談交流会 など		ハラダビル 2階	073-423-5771
認知症コールセンター (電話相談)	公益社団法人 認知 症の人と家族の会 和歌山県支部	和歌山市新堀東 2-2-2 ほっと生活館しんぼ り内	0120-783-007

成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な方を法的に保護し支えるための制度です。大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。

法定後見制度：すでに判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所で選ばれた成年後見人等が本人の代わりに通帳等財産の管理や施設入所等各種契約の代行などの法律行為等を行ないます。

任意後見制度：本人が十分な判断能力のあるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えてあらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)と任意後見契約を結んでおくものです。公証役場で公正証書を作成してもらいます。

高齢者虐待とは？

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の状態をできるだけ早く解決すること、養護者の困りごとにも目を向け支援することが求められています。

認知症の発症や悪化に伴い、介護負担が増え、ストレスが大きくなることにより虐待につながるケースが多くなっています。

こんなことが高齢者虐待になります

●身体的虐待

- ・たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせる
- ・ベッドにしばりつける、意図的に薬を過剰に与える など

●経済的虐待

- ・本人のお金なのに必要な額を渡さない、使わせない
- ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など

●心理的虐待

- ・排せつなどの失敗に対して恥をかかせる
- ・子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど

●介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

- ・空腹、脱水、低栄養状態のままにする
- ・おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置する など

●性的虐待

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・性的なことを強要する など

橋本市における高齢者虐待の状況

橋本市地域包括支援センターにおける高齢者虐待の相談件数は、平成 26 年度にはのべ 86 件、平成 27 年度はのべ 30 件でした。

平成 27 年度において、通報に至ったケースは 19 件あり、そのうち虐待認定したものは 15 件になります。15 件のうち 9 件については介護認定を受けた方で、そのうち 2 件は認知症のある方でした。

介護ストレスは虐待につながる原因になります。周囲の人の助けや介護保険などのサービスを利用することで介護を家族だけでかかえ込まないようにする事が大切です。

「虐待かも知れない」「気がかりだな」と思った場合は市役所、地域包括支援センターにご相談ください。

秘密は守られます。